

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年1月20日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 関口 高士

1 競争に付する事項

本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）により行う。なお、システムによる入札によりがたい者は、発注者へ事前に届け出る事により紙による入札（以下「紙入札」という）で参加することができるものとする。

（1）物件名

入札物件番号	物 件 の 名 称
第1号	斜里・羅臼地区エゾシカ誘引捕獲森林被害緊急対策事業（管理型捕獲）

（2）事業内容 別紙仕様書のとおり

（3）事業場所 別紙仕様書のとおり

（4）契約日 落札決定日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）

（5）履行期限 契約締結の翌日から令和9年3月8日（月曜日）まで

2 競争参加資格

- （1） 法人又は複数の法人の連合体であること。
- （2） 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の事情がある場合に該当する。
- （3） 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の『役務の提供等』（又は『物品の製造』）の『その他』においてA、B、C又はDの等級に登録されており、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- （4） 複数の法人の連合体として入札に参加する場合は、当該連合体の構成員の全てが全省庁統一資格を有するとともに、構成員の全てが署名、押印した代表者選出届を添えて3（2）に申請を行い、これらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単体法人として入札を行わないこと。
- （5） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日）9（2）に

規定する手続をした者を除く。) でないこと。

(6) 北海道森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが連合体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(I) 親会社と子会社の関係にある場合

(II) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(II)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(I) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(II) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

個人事業主又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）若しくは森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）等に基づき設立された法人等であって、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 本事業の実行体制

本事業の安全管理体制を確保するため、事業管理責任者 1 名を選任し、捕獲従事者及び作業従事者を業務量に応じて必要人数配置すること。なお、配置予定の事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、常勤・非常勤を問わず、受託者が直接雇用する者であること。

ア 事業管理責任者

事業管理責任者は、本事業を適切に実施するため、安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者への研修等を実施する責任者であり、事業全体を統括、監督する権限を有する者を指し、下記の要件を満たしていること。

- (I) 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること。
- (II) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。
- (III) 救急救命講習を受講していること。
- (IV) 本事業と同様の捕獲事業に従事した実績を有すること。

イ 捕獲従事者

捕獲従事者は、鳥獣の捕獲等に従事する者を指し、配置予定の下記の要件を満たしていること。

- (I) 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること。
- (II) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。
- (III) 救急救命講習を受講していること。

ウ 作業従事者

作業従事者は、車両の運転、記録、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の運搬等、鳥獣の捕獲等に付随する補助作業及び事務作業に従事する者を指す。

(9) 損害賠償保険及び従事者傷害保険への加入

本事業に従事する者は損害賠償保険及び従事者傷害保険へ加入していること。

ア 損害賠償保険

銃による捕獲の場合は 1 億円以上、わなによる捕獲の場合は 3 千万円以上とする。

イ 従事者傷害保険

- 死亡保険金 1 千万円以上とする。
- (10) 以下に定める社会保険等への加入
- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (11) 法人として当該事業と同様の捕獲（調査）方法による実績を有すること。
- (12) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」
(令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知) に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。
注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業者向け）及び「農林水産業・食品作業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載しております。
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>)
- (13) 入札に関しては以下のとおりとする。
- ア システムにより入札する場合
- 令和 8 年 2 月 4 日（水曜日）午後 5 時までに上記（3）の証明書類をシステムにより送信しておかなければならない。また、委任状がある場合は、証明書類と併せて送信するか、別途システムにより委任状を登録しておかなければならない。
- イ システムにより入札できない場合
- 本公告に記載された資格を有していると認められる上記（3）の証明書類及び別添「紙入札参加届」を令和 8 年 2 月 4 日（水曜日）午後 5 時までに 6 の（1）イに示す場所に電子メール及び送付（持参可）により提出しなければならない。また、委任状がある場合も提出しなければならない。

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び確認資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び確認資料の提出等
- ア 受付期間：令和 8 年 1 月 20 日（火曜日）から令和 8 年 2 月 4 日（水曜日）まで（ただし、休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）
- イ 受付場所：〒099-4355
斜里郡斜里町ウトロ東番外地 国設知床野営場内
北海道森林管理局 計画保全部 知床森林生態系保全センター
電話 0152-24-3466
- ウ 提出部数：1 部
- エ 提出方法：申請書及び確認資料は、入札説明書に示す様式により作成し、入札に参加を希望する者の代表者又はそれに代わる者がシステム又はイの場所に持参するか若しくは郵便により提出するものとする。なお、郵便による場合は、イの場所に令和 8 年 2 月 4 日（水曜日）午後 5 時必着とする。
- (3) (2) に規定する期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加することができない。
- (4) 競争参加確認申請書は次に従い作成し、必要な書類を添えて提出すること。
- ア 確認申請書（別紙様式資 1）
- イ 全省庁統一資格の資格確認申請書の写しを提出すること。
- ウ 法人としての捕獲事業の実績
- 法人としての捕獲事業の実績は、別紙様式資 2 に記載すること。実績として記載した捕獲事業等の契約書等、事業内容が確認できる書類の写しを添付すること。

エ 事業管理責任者の資格等

事業管理責任者に必要な資格等は、(別紙様式資3)に記載する。資格、免許等については写しを添付すること。

オ 捕獲従事者

捕獲従事者に必要な資格等は、(別紙様式資4)に記載する。資格、免許等については写しを添付すること。

カ 損害賠償保険等(損害賠償保険・従事者傷害保険)及び社会保険等(健康保険・年金保険・雇用保険)の加入状況

配置予定の捕獲従事者及び作業従事者の損害賠償保険等及び社会保険等の加入状況は(別紙様式資5)に記載する。損害賠償保険等及び社会保険等いずれも加入の内容が確認できる書類を添付すること。

キ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」に沿った作業安全対策への取組状況当該個別規範に沿った作業安全対策の取組状況について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシート」(別紙様式資6)に記入すること。

また、個別規範の内容に係る詳細については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け解説資料」を必要に応じて参照のこと。

なお、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

注:「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシート」、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け解説資料」は林野庁ホームページに掲載しております。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>)

(6) 申請書等及び確認資料作成のための説明会

申請書等及び確認資料作成のための説明会については実施しない。

(7) 競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時まで期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止を受けた場合、当該者は競争参加資格がないものとする。

(8) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては実施しない。

(9) その他

ア 申請書等及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 支出負担行為担当官は、提出された申請書等及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の現場代理人に關し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

4 入札の方法

(1) 紙入札の場合は、入札書に物件番号・物件名を明瞭に記載すること。

(2) 落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

5 契約条項を掲載する場所及び日時

- (1) 掲載場所 北海道森林管理局のホームページ及びシステム上に入札公告の仕様書等
(2) 日 時 令和8年1月20日（火曜日）8時30分
～令和8年2月25日（水曜日）10時00分

※入札心得については、北海道森林管理局のホームページ上の次の場所に掲載しています。

[『北海道森林管理局ホームページ>公売・入札情報>競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等>北海道森林管理局競争契約入札心得』](#)

6 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
ア 受領期限 令和8年1月27日（火曜日）午後5時まで
持参する場合は、上記期限までの休日を除く毎日、午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。）
イ 提出場所 〒099-4355 斜里郡斜里町ウトロ東番外地 国設知床野営場内
北海道森林管理局 計画保全部 知床森林生態系保全センター
電話 0152-24-3466
メールアドレス : h_shiretoko_fecc@maff.go.jp
ウ 提出方法 書面の持参、電子メール、システム、又は郵送による（様式自由）。
郵送による場合は、受領期限必着とする。
(2) (1)の質問に対する回答は、令和8年2月3日までに適宜、北海道森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

7 入札及び開札の日時、場所並びに提出方法

- (1) システムにより入札する場合
入札開始日 令和8年2月19日（木曜日）午前9時00分
入札締切 令和8年2月25日（水曜日）午前10時00分
締切後直ちに開札する。
- (2) 電子メールによる入札及び紙入札の場合
下記日時まで電子メール及び送付（持参可）を認める。郵便により入札を行う場合は、以下の日時、送付先に入札書が到着するように、郵便（書留郵便に限る）で差し出すこと。
郵便により参加した者についても、再度の入札に参加できることとし、再度の入札日時は電話等で連絡する。

日 時 令和8年2月24日（火曜日）午後5時00分まで
送付先 〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 総務企画部 経理課企画係
メールアドレス : h_bid-contact@maff.go.jp

※ 郵便による入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（物件番号・物件名）の入札書在中」と記した上で外封筒に入れて投函すること。

また、外封筒の封皮にも「何月何日開札（物件番号・物件名）の入札書在中」と記すこと。

なお、本公告等に記載された資格等を満たしていると認められる証明書類等を同時に提出する場合は外封筒に同封すること。

※ 電子メールによる入札書は、PDF ファイルとしてメールに添付するものとし、メール本文に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（物件番号・物件名）の入札書」と記した上で上記 7（2）の送付先へ送信すること。

なお、電子メールで送付する場合は、押印をせずに PDF ファイルにパスワードを付けて送付し、入札日当日（9:00～締め切り時間まで）に上記 6（1）イへ電話でパスワードを知らせること。

※パスワードのかけ方

<https://www.adobe.com/jp/acrobat/online/password-protect-pdf.html>

8 入札保証金及び契約保証金
免除する。

9 落札者の決定方法
予決令第 79 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 入札の無効
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 契約書の作成
契約に当たっては契約書を作成するものとし、システムによる契約を可とする。

12 その他
(1) 本公告に記載のない事項については、仕様書、北海道森林管理局競争契約入札心得及び契約書（案）による。
(2) システムによる手続き開始後の紙入札への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の了承を得ることにより、紙入札に変更することができるものとする。
(3) システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。

※「電子調達システム」については、北海道森林管理局のホームページを参照願います。

https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiri/denshi_chotatsu.html

(4) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、下記をご覧ください。

『[北海道森林管理局ホームページ>公売・入札情報>発注者綱紀保持対策](#)』

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。